# 令和元年度　保育料について［２・３号認定子ども向け］　令和元年１１月配布版

北名古屋市児童課

## ◆　令和元年度北名古屋市の保育料（２・３号）基準月額表

| 階層区分 | 世帯状況 | | ２号認定子ども | | ３号認定子ども | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ３歳以上児 | | ３歳未満児 | |
| | | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| A | 生活保護をうけている世帯 | | 令和元年１０月から、３～５歳児は保育料無償化に伴い、給食費のみ徴収します。<br>３～５歳児の給食費は、以下のとおりです。<br>①月～金曜日分（月額）<br>・主食費：900 円<br>・副食費：4,500 円<br>②土曜日分（日額）<br>・主食費：45 円<br>・副食費：175 円 | | 0 円 | 0 円 |
| B | 平成 31 年度の市町村民税が非課税 | | | | 4,500 円 | 4,500 円 |
| | | | | | ※第２子以降は０円 | |
| C | 平成 31 年度の市町村民税が均等割のみ課税 | | | | 9,300 円 | 9,100 円 |
| D1 | 平成３１年度市町村民税所得割額 | 24,300 円 未満 | | | 11,100 円 | 10,900 円 |
| D2 | | 24,300 円 以上 48,600 円 未満 | | | 15,600 円 | 15,300 円 |
| D3-1 | | 48,600 円 以上 57,700 円 未満 | | | 19,400 円 | 19,000 円 |
| D3-2 | | 57,700 円 以上 72,800 円 未満 | | | | |
| D4-1 | | 72,800 円 以上 77,101 円 未満 | | | 20,500 円 | 20,100 円 |
| D4-2 | | 77,101 円 以上 97,000 円 未満 | | | | |
| D5 | | 97,000 円 以上 133,000 円 未満 | | | 26,500 円 | 26,000 円 |
| D6 | | 133,000 円 以上 169,000 円 未満 | | | 31,500 円 | 30,900 円 |
| D7 | | 169,000 円 以上 235,000 円 未満 | | | 41,000 円 | 40,300 円 |
| D8 | | 235,000 円 以上 301,000 円 未満 | | | 48,000 円 | 47,100 円 |
| D9 | | 301,000 円 以上 349,000 円 未満 | | | 55,000 円 | 54,000 円 |
| D10 | | 349,000 円 以上 397,000 円 未満 | | | 62,000 円 | 60,900 円 |
| D11 | | 397,000 円 以上 | | | 64,000 円 | 62,900 円 |

**※　年齢区分は、いわゆるクラス年齢によりことなります。２歳児クラスのお子さんで、年度途中に認定が３号から２号にかわった場合も、３歳未満児の区分を適用します。**

### ①　多子世帯軽減制度について

B階層からD３-1 階層の世帯については、お子さんの年齢を問わず、１人目のお子さんの保育料は、基準月額表の金額を適用し、２人目のお子さんは、表の金額の２分の１に減額**（ただし、B階層のみ無料）**します。また、３人目以降のお子さんは、無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に１人目、２人目と数えます。※同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、児童課までお問い合わせください。

### ②　きょうだい等同時利用について

D３-2 階層からD１１階層の世帯で、同一世帯から、保育所、幼稚園、認定こども園、ひまわり園、ひまわり西園等に入園または、家庭的保育事業等を利用しているお子さんが２人以上いる場合は、次の保育料となります。

| １人目のお子さん | ２人目のお子さん | ３人目以降のお子さん |
|---|---|---|
| 基準額 | 基準額の半額 | 0円 |

### ③　第三子（３歳未満児）にかかる保育料について

４月１日現在に１８歳未満である児童を３人以上養育している世帯で、３人目以降の３歳未満児が保育園、家庭的保育事業等に入園している場合、その児童にかかる保育料は、D３-2 階層からD４-2 階層は無料となり、D５からD８までの階層は、基準額の２分の１に減額します。

### ④　ひとり親世帯等の軽減について

児童の属する世帯が次に掲げる世帯について、保育料を減額します。

ア　母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に、子どもを扶養している者の世帯

イ　在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

| 階層区分 | １人目 | ２人目以降 | １人目､２人目以降の判定の方法 |
|---|---|---|---|
| B 階層 | 0円 | 0円 | ①多子世帯軽減制度で判定します。 |
| C～D２階層 | （基準額―1,000 円）の半額 | 0円 | |
| D3-１～D4-1 階層 | **3歳未満児 9,000 円** | 0円 | |

## 保育料の決め方

保育料は、生計をたてている父と母の合計した市民税所得割額か、父母に代わって生計をたてている祖父母等の合計した市町村民税所得割額に応じて階層別に決まります。

① 所得割額とは、配当控除、寄付金控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除等の税額控除（調整控除を除く）をうける前の税額をいいます。

② 婚姻歴のないひとり親家庭の方は、寡婦（夫）控除をみなし適用して保育料を算定します。申出書の提出が必要となりますので、詳細は児童課までお問い合わせください。

※令和元年９月～令和２年３月の保育料・・・平成 31 年度の市民税額に応じて決定されます。

## 保育料の納付

保育料は、月額で納めていただくことになっています。欠席などでもお返しすることはできません。

保育料は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された保育料は毎月納入期限までに納入されますようお願いします。なお、納付にあたっては、口座振替による納付手続きをお願いします。

また、小規模保育事業などを利用する場合は、施設・事業所へ直接お支払いただきます。納付方法については、各事業所にお問い合わせください。

## 保育料の変更等

世帯異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）があった場合は、保育園、家庭的保育事業所、又は、児童課までお伝えください。

月の途中で入園又は退園した３号認定子どものその月に係る保育料（３号）については、その月額に、利用した期間の開園日数（２５日を超える場合は２５日）を乗じた額を２５日で除して得た額となります。（10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）

## その他の保育料

１　午後６時３０分を超えて保育を利用される方は、保育料（２・３号）とは別に**延長保育料**として、鹿田南・徳重保育園で月額 1,000 円、能田・久地野・久地野分園・九之坪・西之保・弥勒寺保育園では月額 2,000 円が必要です。

２　保育料のほかに、保育の提供にあたって必要となる保育材料等の代金が発生することがあります。

## 副食費の徴収免除

以下の保育料階層区分の子どもについては副食費の徴収を免除します。

| 区分 | 徴収免除対象者 |
|---|---|
| 副食費 | ・A 階層から D3-1 階層までの子ども<br>・D3-2階層から D4-1 階層のひとり親世帯等の子ども<br>・全所得階層の第３子以降の子ども（注） |

※保育料の階層区分は、保護者の市民税所得割額に応じて４月と９月に決定します。

（注）第３子の基準は**同一世帯から、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等を利用している子どもにおいて３人目以降**の子ども

## ０～２歳児の保育料

１０月より０～２歳児の保育料は、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となりますが、これまでどおり、給食費の保護者負担はありません。